

区 画	区 画
同左図面を改定し、左記のとおりとする。 （一）区画番号：〇〇〇〇 （二）区画名称：〇〇〇〇 （三）区画内容：〇〇〇〇 （四）区画位置：〇〇〇〇	同左図面を改定し、左記のとおりとする。 （一）区画番号：〇〇〇〇 （二）区画名称：〇〇〇〇 （三）区画内容：〇〇〇〇 （四）区画位置：〇〇〇〇
（名古屋都市計画風致地区の変更計画書（案） （名古屋市決定）	（名古屋都市計画風致地区の変更計画書（案） （名古屋市決定）

名古屋都市計画風致地区の変更（名古屋市決定）

都市計画東山風致地区ほか1地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
東山風致地区	約 663ha	名古屋市風致地区内建築等規制条例 (昭和 45 年 4 月 8 日名古屋市条例第 27 号) による建築物の建築、宅地の 造成、木竹の伐採、水面の埋立等の 規制
相生山風致地区	約 122ha	同 上

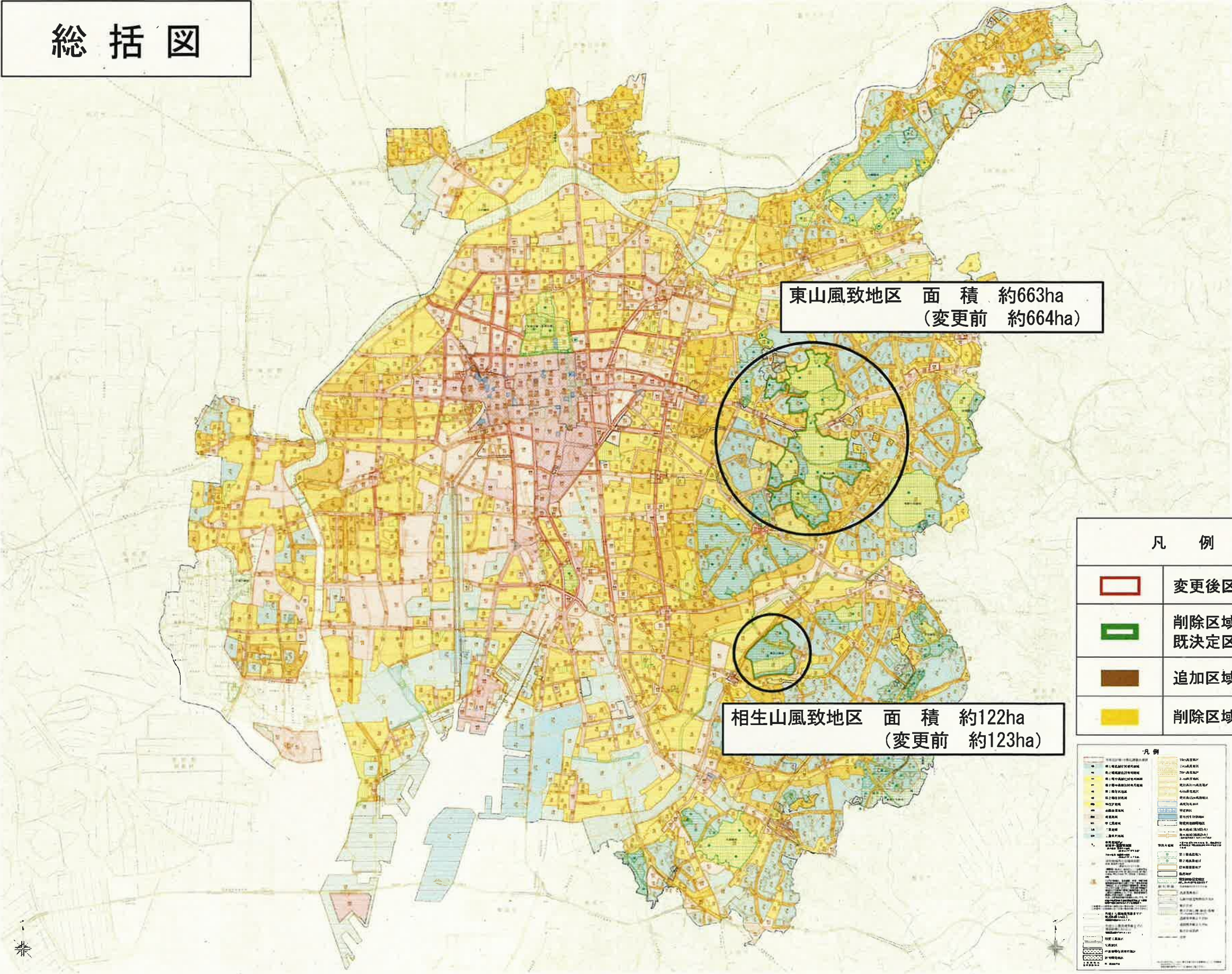
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

東山風致地区は、区域境界の根拠としている都市計画公園の区域変更に伴い、風致地区の区域を変更するものである。

相生山風致地区は、区域境界の根拠としている都市計画緑地の区域変更に伴い、風致地区の区域を変更するものである。

総 括 図

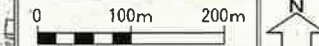


凡 例	
	変更後区域
	削除区域を除く 既決定区域
	追加区域
	削除区域

凡 例	
	100m未満
	100m以上200m未満
	200m以上300m未満
	300m以上400m未満
	400m以上500m未満
	500m以上
	緑地
	水域
	農地
	市街地
	森林
	山地
	河川
	海岸線

[illegible][illegible]

	変更後区
	削除区域 既決定区



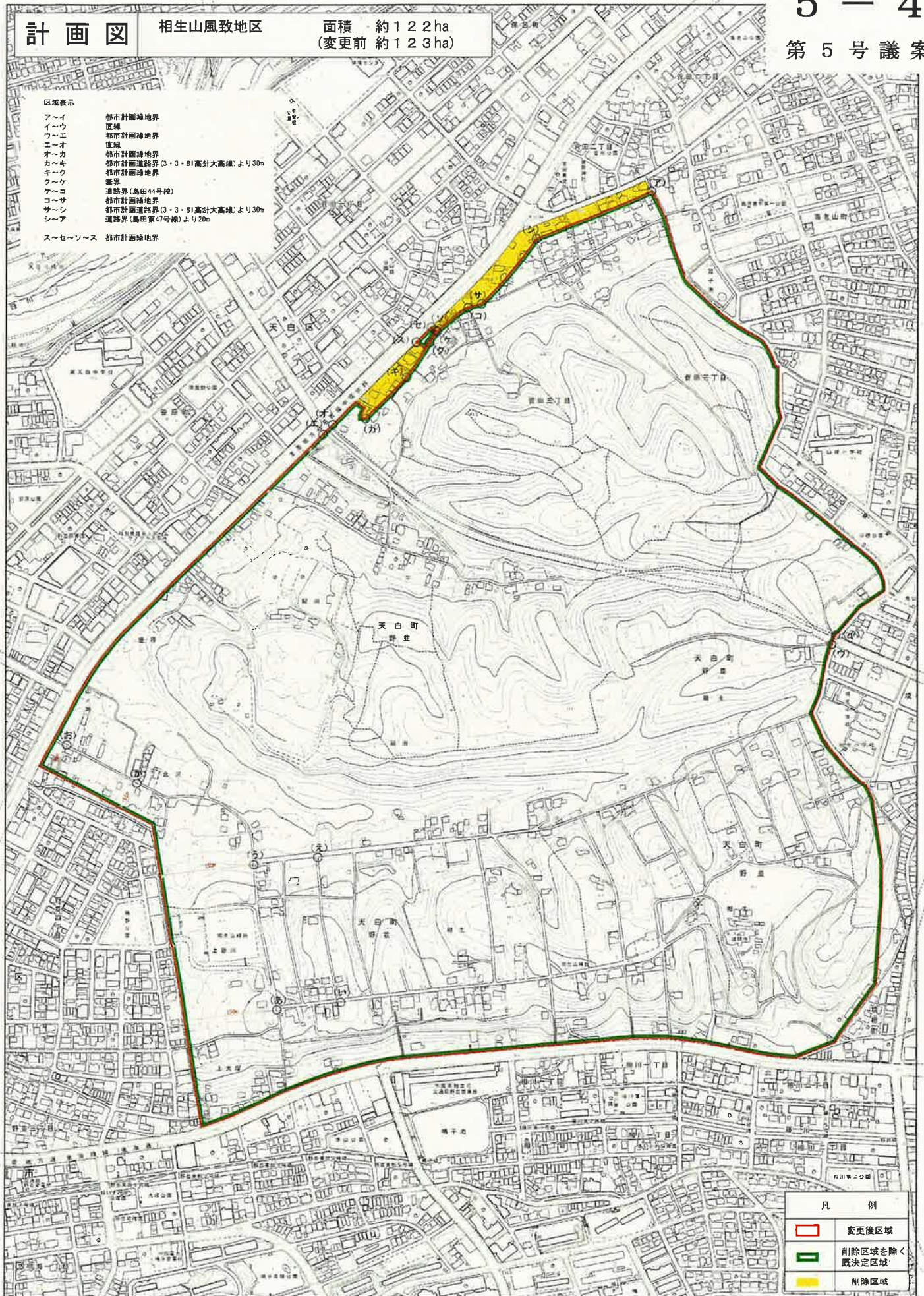
計 画 図

相生山風致地区

面積 約 122ha
(変更前 約 123ha)

区域表示

- アイ 都市計画線境界
- イウ 直線
- ウエ 都市計画線境界
- エオ 直線
- カキ 都市計画線境界
- クケ 都市計画道路界(3・3・81高針大高線)より30m
- クニ 都市計画線境界
- クニ 境界
- ケコ 道路界(島田44号線)
- コサ 都市計画線境界
- サン 都市計画道路界(3・3・81高針大高線)より30m
- シア 道路界(島田47号線)より20m
- スセソ 都市計画線境界



凡 例

- 変更後区域
- 削除区域を除く
既決定区域
- 削除区域